

世田谷区公報

目次

条 例

- 世田谷区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(48) … 2
- 世田谷区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例(49) …… 2
- 世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例(50) …… 2

規 則

- 世田谷区長の職務代理順序に関する規則の一部を改正する規則(116) … 2
- 世田谷区組織規則の一部を改正する規則(117) …… 2
- 世田谷区出張所設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(118) …… 2
- 世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則の一部を改正する規則(119) … 2

告 示

- 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認の告示(782) …… 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定の告示(783) …… 3
- 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定の告示(784) …… 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定の告示(785) …… 3
- 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定の告示(786) …… 3
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の告示(787) …… 3
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定事項の変更の告示(788) …… 3
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の告示(789) …… 3
- 子ども・子育て支援法に基づく教育・保育施設の確認の告示(790) …… 3
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(791) …… 3
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(792) …… 3
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示(793) …… 4
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示(794) …… 4
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の指定の告示(795) …… 4

- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の廃止の告示(796) …… 4
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の設置の告示(797) …… 4
- 建築基準法に基づく指定道路の指定の取消しの告示(798) …… 4
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示(799) … 4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(800) …… 4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(801) …… 4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(802) …… 4
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示(803) …… 5
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示(804) …… 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示(805) …… 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(806) …… 5
- 建築基準法に基づく道路位置指定の告示(807) …… 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(808) …… 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(809) …… 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(810) …… 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(811) …… 5
- 会計年度任用職員の報酬の額に関する規程の一部を改正する告示(812) …… 5
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示(813) …… 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(814) …… 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(815) …… 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(816) …… 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(817) …… 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(818) …… 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(819) …… 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(820) …… 6
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(821) …… 6
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示(822) …… 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(823) …… 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(824) …… 7

- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示(825) …… 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(826) …… 7
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(827) …… 7
- 地方自治法に基づく令和元年度世田谷区各会計歳入歳出決算の公表(828) …… 7
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定の告示(829) …… 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(830) …… 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(831) …… 7
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(832) …… 8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(833) …… 8
- 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認の告示(834) …… 8
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示(835) … 8
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止の届出の告示(836) …… 8
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の告示(837) …… 8
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の告示(838) …… 8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(839) …… 8
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示(840) …… 8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(841) …… 8
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の廃止の告示(842) …… 9
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の設置の告示(843) …… 9
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(844) …… 9
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(845) …… 9
- 世田谷区立若林区民集会所の供用中止の期間の変更の告示(846) …… 9
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(847) …… 9
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示(848) …… 9
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定の告示(849) …… 9
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定の告示(850) …… 9
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(851) …… 9
- 道路法に基づく特別区道路線の区

域変更及び供用開始の告示 (852)..... 9

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (853).....10

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (854).....10

○世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示 (855)10

○世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示 (856)10

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (857).....10

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (858).....10

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (859).....10

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (860).....10

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (861).....10

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (862).....10

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (863).....11

○世田谷区菅豪徳寺アパート (1号棟) の公用開始の告示 (864).....11

○世田谷区副区長の担任事項に関する規程の全部を改正する告示(865) ...11

○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (866).....11

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (867).....11

○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (868).....11

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (869).....11

公 告

○予防接種法及び予防接種法施行令に基づく予防接種実施の公告 (64) ...11

○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告 (65)12

○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告 (66)12

○建築基準法に基づく公聴会開催の公告 (67)12

○世田谷区立地域体育館・地区体育室条例に基づく世田谷区立地域体育館・地区体育室の指定管理者の指定の公告 (68)12

○屋外広告物法に基づく屋外広告物等の保管の公告 (69)12

○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告 (70)12

○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告 (71)12

告 示 (農)

○農業委員会等に関する法律に基づく農業委員会総会の開催の告示 (10).....13

条 例

次に掲げる条例を公布する。

令和2年10月30日
世田谷区長 保坂展人

世田谷区条例第48号
世田谷区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区条例第49号
世田谷区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区条例第50号
世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
世田谷区監査委員の給与等に関する条例(平成4年3月世田谷区条例第12号)の一部を次のように改正する。
第2条第1項第1号中「729,700円」を「660,200円」に改め、同項第2号中「708,000円」を「640,200円」に改める。
附 則
この条例は、令和2年11月1日から施行する。

世田谷区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例
世田谷区長等の給料等に関する条例(昭和47年6月世田谷区条例第19号)の一部を次のように改正する。
別表第1区長の項中「1,071,500円」を「1,050,100円」に改め、同表副区長の項中「859,800円」を「808,300円」に改める。
附 則
この条例は、令和2年11月1日から施行する。

世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例
世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例(昭和47年6月世田谷区条例第22号)の一部を次のように改正する。
第2条中「778,800円」を「763,300円」に改める。
附 則
この条例は、令和2年11月1日から施行する。

規 則

次に掲げる規則を公布する。
令和2年10月30日
世田谷区長 保坂展人

世田谷区規則第116号
世田谷区長の職務代理順序に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第117号
世田谷区組織規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第118号
世田谷区出張所設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

世田谷区規則第119号

世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区長の職務代理順序に関する規則の一部を改正する規則
世田谷区長の職務代理順序に関する規則(平成11年6月世田谷区規則第80号)の一部を次のように改正する。
本則中「第2順位 岡田 篤」を「第2順位 岡田 篤 第3順位 中村 哲也」に改める。
附 則
この規則は、令和2年11月1日から施行する。

世田谷区組織規則の一部を改正する規則
世田谷区組織規則(平成3年3月世田谷区規則第7号)の一部を次のように改正する。
別表第1の2の部世田谷総合支所副支所長の款世田谷区若林まちづくりセンターの項中「東京都世田谷区若林三丁目34番1号」を「東京都世田谷区若林一丁目34番2号」に改める。
附 則
この規則は、令和2年11月9日から施行する。

世田谷区出張所設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
世田谷区出張所設置条例の一部を改正する条例(令和2年6月世田谷区条例第30号)の施行期日は、令和2年11月9日とする。

世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則の一部を改正する規則
世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則(平成12年3月世田谷区規則第39号)の一部を次のように改正する。
第17条第1項中「資源再利用活動団体指定申請書」を「資源再利用活動団体指定申請書兼支払口座振替依頼書」に改める。
第4号様式中「資源再利用活動団体指定申請書」を「資源再利用活動団体指定申請書兼支払口座振替依頼書」に、「缶 (4) びん (5)」を「紙パック (4) 缶 (5) びん (6)」に、「下記口座」を「次の口座」に改める。
附 則

- 1 この規則は、令和3年2月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則の規定に基づき作成された様式のうち用紙に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

告 示

◎世田谷区告示第782号
子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条の11第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認をしたので、同法第58条の11の規定に基づき、別紙のと

おり告示する。
 令和2年10月1日
 世田谷区長 保坂展人
 別紙省略

◎世田谷区告示第783号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項の規定により指定特定相談支援事業者を指定したので、同法第51条の30第2項の規定により告示する。

令和2年10月1日

世田谷区長 保坂展人

- | | |
|--------------|--------------------|
| 1 事業者の名称 | 特定非営利活動法人せたがや白梅 |
| 2 主たる事務所の所在地 | 東京都世田谷区松原六丁目43番17号 |
| 3 事業所の名称 | 相談支援事業所しらうめ |
| 4 事業所の所在地 | 東京都世田谷区松原六丁目43番17号 |
| 5 事業所番号 | 1331204824 |
| 6 事業の種類 | 特定相談支援事業 |
| 7 事業の主たる対象者 | 特定なし |
| 8 指定の年月日 | 令和2年10月1日 |

◎世田谷区告示第784号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項の規定により指定障害児相談支援事業者を指定したので、同法第24条の37の規定により告示する。

令和2年10月1日

世田谷区長 保坂展人

- | | |
|--------------|--------------------|
| 1 事業者の名称 | 特定非営利活動法人せたがや白梅 |
| 2 主たる事務所の所在地 | 東京都世田谷区松原六丁目43番17号 |
| 3 事業所の名称 | 相談支援事業所しらうめ |
| 4 事業所の所在地 | 東京都世田谷区松原六丁目43番17号 |
| 5 事業所番号 | 1371200971 |
| 6 事業の種類 | 障害児相談支援事業 |
| 7 事業の主たる対象者 | 特定なし |
| 8 指定の年月日 | 令和2年10月1日 |

◎世田谷区告示第785号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項の規定により指定特

定相談支援事業者を指定したので、同法第51条の30第2項の規定により告示する。

令和2年10月1日

世田谷区長 保坂展人

- | | |
|--------------|------------------------|
| 1 事業者の名称 | ケアパートナー株式会社 |
| 2 主たる事務所の所在地 | 東京都品川区南大井六丁目20番14号 |
| 3 事業所の名称 | 桜新町総合支援サービス |
| 4 事業所の所在地 | 東京都世田谷区新町二丁目7番2号富岡ビル3階 |
| 5 事業所番号 | 1331204816 |
| 6 事業の種類 | 特定相談支援事業 |
| 7 事業の主たる対象者 | 特定なし |
| 8 指定の年月日 | 令和2年10月1日 |

◎世田谷区告示第786号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項の規定により指定障害児相談支援事業者を指定したので、同法第24条の37の規定により告示する。

令和2年10月1日

世田谷区長 保坂展人

- | | |
|--------------|------------------------|
| 1 事業者の名称 | ケアパートナー株式会社 |
| 2 主たる事務所の所在地 | 東京都品川区南大井六丁目20番14号 |
| 3 事業所の名称 | 桜新町総合支援サービス |
| 4 事業所の所在地 | 東京都世田谷区新町二丁目7番2号富岡ビル3階 |
| 5 事業所番号 | 1371200963 |
| 6 事業の種類 | 障害児相談支援事業 |
| 7 事業の主たる対象者 | 特定なし |
| 8 指定の年月日 | 令和2年10月1日 |

◎世田谷区告示第787号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の9第1項及び第59条の4第1項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関を指定したので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和2年10月1日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第788号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の14及び第59条の4第1項の規定による指定事項の変更の届出があったので、同法第19条の19第2号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和2年10月1日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第789号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退があったので、同法第19条の19第3号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和2年10月1日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第790号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の規定による教育・保育施設の確認をしたので、同法第41条の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

令和2年10月1日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第791号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年10月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年10月1日

世田谷区長 保坂展人

- | | |
|-----------|---|
| 1 認定番号 | 55-13 |
| 2 変更の区間 | 世田谷区八幡山三丁目233番28 |
| 3 変更の区域 | 延長 7.30メートル
幅員 0.95メートルから0.97メートルまで
面積 7.09平方メートル |
| 4 供用開始の期日 | 令和2年10月1日 |

◎世田谷区告示第792号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年10月5日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年10月5日

世田谷区長 保坂展人

- | | |
|---------|---------------------|
| 1 指定番号 | 21-D216-03 |
| 2 変更の区間 | 世田谷区羽根木一丁目1185番33の内 |
| 3 変更の区域 | |

延長 6.85メートル
幅員 0.34メートルから
0.70メートルまで
面積 4.52平方メートル
4 供用開始の期日
令和2年10月5日

◎世田谷区告示第793号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、令和2年10月5日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年10月5日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
21-G146
- 2 一部を廃止する起終点
(旧) 世田谷区松原一丁目608番1地先無番から608番2地先無番まで
(新) 世田谷区松原一丁目608番2地先無番
- 3 廃止の期日
令和2年10月5日

◎世田谷区告示第794号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、令和2年10月5日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年10月5日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
21-G162
- 2 一部を廃止する起終点
(旧) 世田谷区松原二丁目617番7地先無番から618番2地先無番まで
(新) 世田谷区松原二丁目614番15地先無番から617番3地先無番まで
- 3 廃止の期日
令和2年10月5日

◎世田谷区告示第795号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線を次のように指定する。

この関係図面は、令和2年10月5日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年10月5日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
21-G162-01
- 2 指定する起終点
世田谷区松原二丁目617番3地先無番から618番2地先無番まで
- 3 用途

区管理道路

◎世田谷区告示第796号

区管理水路を次のように廃止したので、世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和2年10月5日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年10月5日

世田谷区長 保坂展人

- 1 番号
21-Z050
- 2 位置
世田谷区松原一丁目609番2地先無番から574番1地先無番まで
- 3 廃止の期日
令和2年10月5日

◎世田谷区告示第797号

公共物を次のように設置したので、世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和2年10月5日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年10月5日

世田谷区長 保坂展人

- 1 番号
(1) 21-Z110
(2) 21-Z111
- 2 位置
(1) 世田谷区松原一丁目609番2地先無番
(2) 世田谷区松原一丁目607番4地先無番から574番1地先無番まで
- 3 用途
区管理水路

◎世田谷区告示第798号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項の規定による指定道路について、次のとおり指定の取消しをした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和2年10月5日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定取消番号 第2851号
- 2 指定取消年月日 令和2年10月2日
- 3 指定取消の位置 世田谷区砧一丁目340番26、340番27の一部、341番8、341番18の一部、341番19、341番20の一部、341番22、341番23、342番5の一部、340番26先無番及び340番27先無番の一部
4.00メートル
- 4 道路の幅員 55.56メートル
- 5 道路の延長 株式会社トキオ
- 6 申出者氏名 代表取締役 竹田利文

◎世田谷区告示第799号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。

令和2年10月6日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 リブラン世田谷
- 2 事業所の所在地 東京都世田谷区駒沢一丁目8番20号
- 3 事業者の名称 合資会社リブラン・クリエイション
- 4 廃止届受理年月日 令和2年9月25日
- 5 サービスの種類 居宅介護支援

◎世田谷区告示第800号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年10月6日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年10月6日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区桜丘三丁目2732番31の内
- 3 変更の区域
延長 1.95メートル
幅員 0.00メートルから0.35メートルまで
面積 0.34平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和2年10月6日

◎世田谷区告示第801号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年10月6日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年10月6日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区代田三丁目775番3の内から775番2の内まで
- 3 変更の区域
延長 18.18メートル
幅員 0.04メートルから0.23メートルまで
面積 3.12平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和2年10月6日

◎世田谷区告示第802号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年10月7日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年10月7日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区三宿一丁目137番15
- 3 変更の区域
延長 7.63メートル
幅員 0.21メートルから
0.23メートルまで
面積 1.71平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和2年10月7日

◎世田谷区告示第803号

世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和2年10月7日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第804号

世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和2年10月7日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第805号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和2年10月8日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年10月8日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区八幡山三丁目268番19の内
- 3 変更の区域
延長 5.20メートル
幅員 0.62メートルから
0.69メートルまで
面積 3.70平方メートル

◎世田谷区告示第806号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年10月8日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年10月8日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1

- 2 変更の区間
世田谷区喜多見四丁目4147番4
- 3 変更の区域
延長 15.17メートル
幅員 0.62メートルから
0.79メートルまで
面積 10.69平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和2年10月8日

◎世田谷区告示第807号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置の指定をした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和2年10月9日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号 第2850号
- 2 指定年月日 令和2年10月8日
- 3 指定の位置 世田谷区北沢一丁目35番9の一部
- 4 道路の幅員 4.25メートル
- 5 道路の延長 4.25メートル
- 6 申請者氏名 伊藤忠都市開発株式会社
代表取締役 松 典男

◎世田谷区告示第808号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年10月9日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年10月9日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
(1) 28-1
(2) 42-1
- 2 変更の区間
(1) 世田谷区砧六丁目268番13から268番12まで
(2) 世田谷区砧六丁目268番14
- 3 変更の区域
(1) 延長 22.21メートル
幅員 0.00メートルから
0.10メートルまで
面積 1.27平方メートル
(2) 面積 1.98平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和2年10月9日

◎世田谷区告示第809号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年10月9日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年10月9日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区上祖師谷三丁目827番103

- から827番52まで
- 3 変更の区域
延長 29.02メートル
幅員 1.22メートルから
1.25メートルまで
面積 36.06平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和2年10月9日

◎世田谷区告示第810号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年10月9日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年10月9日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区梅丘二丁目1299番9の内から1299番8の内まで
- 3 変更の区域
延長 16.64メートル
幅員 0.16メートルから
0.18メートルまで
面積 2.89平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和2年10月9日

◎世田谷区告示第811号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年10月9日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年10月9日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
(1) 39-24
(2) 39-24
- 2 変更の区間
(1) 世田谷区祖師谷三丁目522番67
(2) 世田谷区祖師谷三丁目522番69から522番68まで
- 3 変更の区域
(1) 延長 9.71メートル
幅員 0.14メートルから
0.21メートルまで
面積 2.12平方メートル
(2) 延長 16.95メートル
幅員 0.00メートルから
0.25メートルまで
面積 2.16平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和2年10月9日

◎世田谷区告示第812号

会計年度任用職員の報酬の額に関する規程(令和2年4月1日世田谷区告示第341号)の一部を次のように改正する。

令和2年10月12日

世田谷区長 保坂展人

本則の表就労準備のための業務補助の項

の次に次のように加える。

感染症調査員	日額	10,774円	2,154円	12,928円
	月額	43,096円から86,193円までの額	8,619円から17,238円までの額	51,715円から103,431円までの額

◎世田谷区告示第813号

世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和2年10月12日

世田谷区長 保坂展人
別紙省略

◎世田谷区告示第814号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年10月14日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年10月14日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区代沢五丁目1114番17の内
- 3 変更の区域
延長 11.28メートル
幅員 0.006メートルから0.01メートルまで
面積 0.14平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和2年10月14日

◎世田谷区告示第815号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年10月14日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年10月14日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区桜二丁目571番11の内
- 3 変更の区域
延長 6.83メートル
幅員 0.11メートルから0.13メートルまで
面積 0.86平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和2年10月14日

◎世田谷区告示第816号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年10月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年10月15日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
36-15
- 2 変更の区間
世田谷区世田谷一丁目203番14の内から203番11の内まで
- 3 変更の区域
延長 11.30メートル
幅員 0.14メートルから0.16メートルまで
面積 1.75平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和2年10月15日

◎世田谷区告示第817号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年10月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年10月15日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区赤堤二丁目21番15の内から21番54の内まで
- 3 変更の区域
延長 7.06メートル
幅員 0.33メートルから0.34メートルまで
面積 2.38平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和2年10月15日

◎世田谷区告示第818号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年10月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年10月15日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区池尻二丁目125番24の内
- 3 変更の区域
延長 5.91メートル
幅員 0.63メートルから0.64メートルまで
面積 3.79平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和2年10月15日

◎世田谷区告示第819号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条

の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年10月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年10月15日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区駒沢二丁目1050番120の内から1050番119の内まで
- 3 変更の区域
延長 11.64メートル
幅員 0.11メートルから0.17メートルまで
面積 1.66平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和2年10月15日

◎世田谷区告示第820号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年10月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年10月15日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区池尻四丁目152番29
- 3 変更の区域
延長 2.95メートル
幅員 1.06メートルから1.15メートルまで
面積 3.28平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和2年10月15日

◎世田谷区告示第821号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年10月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年10月15日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
22-D059-09
- 2 変更の区間
世田谷区赤堤五丁目469番2の内
- 3 変更の区域
延長 13.02メートル
幅員 0.64メートルから0.73メートルまで
面積 9.30平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和2年10月15日

◎世田谷区告示第822号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供

用を開始する。
この関係図面は、令和2年10月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和2年10月16日
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
35-34
- 2 供用開始の区間
世田谷区粕谷四丁目522番39から522番51まで
- 3 供用開始の区域
延長 7.17メートル
幅員 0.99メートルから1.00メートルまで
面積 7.16平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和2年10月16日

◎世田谷区告示第823号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和2年10月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和2年10月16日
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区上祖師谷五丁目1031番84
- 3 変更の区域
延長 10.59メートル
幅員 0.17メートル
面積 1.86平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和2年10月16日

◎世田谷区告示第824号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和2年10月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和2年10月16日
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
(1) 36-5
(2) 28-1
- 2 変更の区間
(1) 世田谷区祖師谷四丁目1038番17の内から1038番47の内まで
(2) 世田谷区祖師谷四丁目1038番47の内
- 3 変更の区域
(1) 延長 13.77メートル
幅員 0.17メートルから0.19メートルまで
面積 3.93平方メートル
(2) 延長 15.90メートル
幅員 0.30メートルから0.39メートルまで
面積 5.52平方メートル
- 4 供用開始の期日

令和2年10月16日

◎世田谷区告示第825号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。
この関係図面は、令和2年10月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和2年10月16日
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
40-1
- 2 変更の区間
世田谷区祖師谷一丁目130番14
- 3 変更の区域
延長 7.02メートル
幅員 0.17メートルから0.19メートルまで
面積 1.30平方メートル

◎世田谷区告示第826号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和2年10月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和2年10月16日
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
(1) 37-5
(2) 36-15
- 2 変更の区間
(1) 世田谷区世田谷一丁目199番24の内
(2) 世田谷区世田谷一丁目199番24の内
- 3 変更の区域
(1) 延長 17.16メートル
幅員 0.14メートルから0.16メートルまで
面積 2.64平方メートル
(2) 延長 12.63メートル
幅員 0.16メートルから0.18メートルまで
面積 2.25平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和2年10月16日

◎世田谷区告示第827号
世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和2年10月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和2年10月16日
世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
(1) 12-D254-03
(2) 12-D204-07
- 2 変更の区間
(1) 世田谷区三宿二丁目392番3の内
(2) 世田谷区三宿二丁目392番3の内

3 変更の区域
(1) 延長 13.16メートル
幅員 0.65メートルから0.72メートルまで
面積 9.05平方メートル
(2) 延長 14.50メートル
幅員 0.52メートルから0.54メートルまで
面積 7.73平方メートル

4 供用開始の期日
令和2年10月16日

◎世田谷区告示第828号
令和2年10月16日世田谷区議会において認定された次の決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定に基づき別添のとおり公表する。
令和2年10月16日
世田谷区長 保坂展人

- 1 令和元年度世田谷区一般会計歳入歳出決算
- 2 令和元年度世田谷区国民健康保険事業会計歳入歳出決算
- 3 令和元年度世田谷区後期高齢者医療会計歳入歳出決算
- 4 令和元年度世田谷区介護保険事業会計歳入歳出決算
- 5 令和元年度世田谷区学校給食費会計歳入歳出決算

別添省略

◎世田谷区告示第829号
世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第9条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定について別紙のように告示する。
令和2年10月19日
世田谷区長 保坂展人
別紙省略

◎世田谷区告示第830号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和2年10月19日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和2年10月19日
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
40-1
- 2 変更の区間
世田谷区上祖師谷二丁目289番18の内から290番8の内まで
- 3 変更の区域
延長 16.03メートル
幅員 0.09メートルから0.21メートルまで
面積 2.47平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和2年10月19日

◎世田谷区告示第831号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

世田谷区公報

この関係図面は、令和2年10月19日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年10月19日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区駒沢二丁目77番13の内
- 3 変更の区域
延長 5.85メートル
幅員 0.61メートル
面積 3.60平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和2年10月19日

◎世田谷区告示第832号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年10月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年10月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
44-G090
- 2 変更の区間
世田谷区上祖師谷五丁目995番8から995番6まで
- 3 変更の区域
延長 8.72メートル
幅員 0.62メートルから0.63メートルまで
面積 5.51平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和2年10月20日

◎世田谷区告示第833号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年10月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年10月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
(1) 40-14
(2) 40-14
- 2 変更の区間
(1) 世田谷区代沢二丁目130番15の内
(2) 世田谷区代沢二丁目130番15の内から130番16まで
- 3 変更の区域
(1) 延長 14.76メートル
幅員 0.17メートル
面積 2.63平方メートル
(2) 延長 14.16メートル
幅員 0.11メートルから0.17メートルまで
面積 1.88平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和2年10月20日

◎世田谷区告示第834号

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条の11第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認をしたので、同法第58条の11の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

令和2年10月20日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第835号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。

令和2年10月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称
ツクイ世田谷明大前
- 2 事業所の所在地
東京都世田谷区松原一丁目39番17号レインボー松原1階
- 3 事業者の名称
株式会社ツクイ
- 4 廃止居受理年月日
令和2年8月25日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

◎世田谷区告示第836号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定による指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号及び第115条の20第2号の規定により告示する。

令和2年10月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称
ツクイ世田谷宇奈根グループホーム
- 2 事業所の所在地
東京都世田谷区宇奈根二丁目15番18号
- 3 事業者の名称
株式会社ツクイ
- 4 廃止届受理年月日
令和2年8月25日
- 5 サービスの種類
認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

◎世田谷区告示第837号

介護保険法(平成9年法律第123号)第79条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

令和2年10月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称
ツクイ世田谷明大前
- 2 事業所の所在地
東京都世田谷区松原一丁目39番17号レインボー松原1階

- 3 事業者の名称
株式会社ツクイ
- 4 指定年月日
令和2年10月1日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

◎世田谷区告示第838号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第1項及び第115条の12第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号及び第115条の20第1号の規定により告示する。

令和2年10月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称
ツクイ世田谷宇奈根グループホーム
- 2 事業所の所在地
東京都世田谷区宇奈根二丁目15番18号
- 3 事業者の名称
株式会社ツクイ
- 4 指定年月日
令和2年10月1日
- 5 サービスの種類
認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

◎世田谷区告示第839号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年10月21日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年10月21日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区太子堂三丁目42番11の内
- 3 変更の区域
面積 1.82平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和2年10月21日

◎世田谷区告示第840号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和2年10月21日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年10月21日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 供用開始の区間
世田谷区太子堂三丁目42番11の内
- 3 供用開始の区域
延長 24.64メートル
幅員 0.68メートルから1.04メートルまで
面積 23.33平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和2年10月21日

◎世田谷区告示第841号

<p>道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和2年10月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和2年10月22日 世田谷区長 保坂展人</p> <ol style="list-style-type: none"> 認定番号 40-1 変更の区間 世田谷区鎌田四丁目5000番36の内 変更の区域 延長 18.74メートル 幅員 2.28メートルから 3.31メートルまで 面積 46.00平方メートル 供用開始の期日 令和2年10月22日 	<ol style="list-style-type: none"> 認定番号 28-1 変更の区間 世田谷区豪徳寺一丁目1878番28の内 変更の区域 延長 8.31メートル 幅員 0.47メートルから 0.51メートルまで 面積 4.09平方メートル 供用開始の期日 令和2年10月23日 	<ol style="list-style-type: none"> 供用開始の期日 令和2年10月26日 <p>◎世田谷区告示第848号 世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。 令和2年10月26日 世田谷区長 保坂展人 別紙省略</p>
<p>◎世田谷区告示第842号 区管理水路を次のように廃止したので、世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、告示する。 この関係図面は、令和2年10月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和2年10月22日 世田谷区長 保坂展人</p> <ol style="list-style-type: none"> 番号 45-Z244 位置 世田谷区鎌田四丁目5000番36の内から5000番35の内まで 廃止の期日 令和2年10月22日 	<p>◎世田谷区告示第845号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和2年10月23日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和2年10月23日 世田谷区長 保坂展人</p> <ol style="list-style-type: none"> 認定番号 28-1 変更の区間 世田谷区赤堤四丁目922番37の内から922番141の内まで 変更の区域 延長 10.79メートル 幅員 0.10メートルから 0.11メートルまで 面積 1.17平方メートル 供用開始の期日 令和2年10月23日 	<p>◎世田谷区告示第849号 世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第9条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定について別紙のように告示する。 令和2年10月26日 世田谷区長 保坂展人 別紙省略</p> <p>◎世田谷区告示第850号 世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第9条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定について別紙のように告示する。 令和2年10月26日 世田谷区長 保坂展人 別紙省略</p>
<p>◎世田谷区告示第843号 公共物を次のように設置したので、世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、告示する。 この関係図面は、令和2年10月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和2年10月22日 世田谷区長 保坂展人</p> <ol style="list-style-type: none"> 番号 (1) 45-Z311 (2) 45-Z312 位置 (1) 世田谷区鎌田四丁目5000番35の内 (2) 世田谷区鎌田四丁目5000番36の内 用途 区管理水路 	<p>◎世田谷区告示第846号 令和元年9月3日世田谷区告示第260号により告示した世田谷区立若林区民集会所の供用中止について、供用中止の期間を次のとおり変更したので告示する。 令和2年10月23日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>供用中止の期間 (変更前) 令和元年9月17日から令和2年11月10日まで (変更後) 令和元年9月17日から令和2年11月8日まで</p>	<p>◎世田谷区告示第851号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和2年10月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和2年10月26日 世田谷区長 保坂展人</p> <ol style="list-style-type: none"> 認定番号 38-14 変更の区間 世田谷区尾山台二丁目144番2の内 変更の区域 延長 26.83メートル 幅員 0.13メートルから 0.18メートルまで 面積 3.79平方メートル 供用開始の期日 令和2年10月26日
<p>◎世田谷区告示第844号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和2年10月23日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和2年10月23日 世田谷区長 保坂展人</p>	<p>◎世田谷区告示第847号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和2年10月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和2年10月26日 世田谷区長 保坂展人</p> <ol style="list-style-type: none"> 認定番号 28-1 変更の区間 世田谷区上馬四丁目805番16 変更の区域 延長 33.41メートル 幅員 0.47メートルから 0.62メートルまで 面積 17.87平方メートル 	<p>◎世田谷区告示第852号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和2年10月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和2年10月26日 世田谷区長 保坂展人</p> <ol style="list-style-type: none"> 認定番号 31-8 変更の区間 世田谷区大原一丁目1133番29の内 変更の区域

延長 7.72メートル
幅員 0.15メートルから
0.16メートルまで
面積 1.24平方メートル

4 供用開始の期日
令和2年10月16日

◎世田谷区告示第853号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和2年10月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和2年10月26日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
(1) 28-1
(2) 28-1
(3) 40-1

2 変更の区間
(1) 世田谷区梅丘三丁目1398番139の内から1398番138の内まで
(2) 世田谷区梅丘三丁目1398番134から1398番133の内まで
(3) 世田谷区梅丘三丁目1398番135から1398番133の内まで

3 変更の区域
(1) 延長 12.30メートル
幅員 1.50メートルから
1.61メートルまで
面積 19.29平方メートル
(2) 延長 13.69メートル
幅員 1.29メートルから
1.51メートルまで
面積 19.17平方メートル
(3) 面積 2.71平方メートル

4 供用開始の期日
令和2年10月26日

◎世田谷区告示第854号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。
この関係図面は、令和2年10月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和2年10月26日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
28-1

2 変更の区間
世田谷区梅丘三丁目1398番139の内から1398番136まで

3 変更の区域
延長 16.66メートル
幅員 1.34メートルから
1.50メートルまで
面積 23.71平方メートル

◎世田谷区告示第855号
世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。
令和2年10月27日

世田谷区長 保坂展人
別紙省略

◎世田谷区告示第856号
世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。
令和2年10月27日
世田谷区長 保坂展人
別紙省略

◎世田谷区告示第857号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和2年10月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和2年10月29日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
36-5

2 変更の区間
世田谷区上北沢一丁目838番1の内から832番16の内まで

3 変更の区域
延長 32.15メートル
幅員 0.77メートルから
0.87メートルまで
面積 26.77平方メートル

4 供用開始の期日
令和2年10月29日

◎世田谷区告示第858号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和2年10月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和2年10月29日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
28-1

2 変更の区間
世田谷区上北沢四丁目463番13の内

3 変更の区域
延長 17.70メートル
幅員 0.30メートルから
0.35メートルまで
面積 5.84平方メートル

4 供用開始の期日
令和2年10月29日

◎世田谷区告示第859号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和2年10月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和2年10月29日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

28-1

2 変更の区間
世田谷区船橋四丁目424番28の内

3 変更の区域
延長 5.34メートル
幅員 0.16メートルから
0.26メートルまで
面積 1.13平方メートル

4 供用開始の期日
令和2年10月29日

◎世田谷区告示第860号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和2年10月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和2年10月29日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
28-1

2 変更の区間
世田谷区松原三丁目872番15

3 変更の区域
延長 3.66メートル
幅員 0.18メートルから
0.20メートルまで
面積 0.71平方メートル

4 供用開始の期日
令和2年10月29日

◎世田谷区告示第861号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和2年10月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和2年10月29日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
28-1

2 変更の区間
世田谷区南島山六丁目1861番2の内から1861番1の内まで

3 変更の区域
延長 6.96メートル
幅員 0.11メートルから
0.63メートルまで
面積 1.36平方メートル

4 供用開始の期日
令和2年10月29日

◎世田谷区告示第862号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。
この関係図面は、令和2年10月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和2年10月30日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
28-1

2 変更の区間

<p>世田谷区梅丘一丁目1448番2の内 3 変更の区域 延長 0.08メートル 幅員 0.71メートル 面積 0.05平方メートル</p>	<p>2 変更の区間 世田谷区梅丘一丁目1448番2の内 3 変更の区域 延長 9.01メートル 幅員 0.70メートルから 0.71メートルまで 面積 6.40平方メートル 4 供用開始の期日 令和2年10月30日</p>	<p>棟) 2 位置 東京都世田谷区豪徳寺一丁目34番 1号</p>
<p>◎世田谷区告示第863号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和2年10月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和2年10月30日 世田谷区長 保坂展人 1 認定番号 28-1</p>	<p>◎世田谷区告示第864号 次の世田谷区営住宅は、令和2年11月1日から公を開始する。 令和2年10月30日 世田谷区長 保坂展人 1 名称 世田谷区営豪徳寺アパート(1号</p>	<p>◎世田谷区告示第865号 世田谷区副区長の担任事項に関する規程(平成29年6月世田谷区告示第503号)の全部を次のように改正する。 令和2年10月30日 世田谷区長 保坂展人 世田谷区副区長の担任事項は、次の表のとおりとする。ただし、担任に係るいずれかの副区長に事故があるとき、又はいずれかの副区長が欠けたときは、区長が指定する副区長がその職務を担任する。</p>

副 区 長	担 任 事 項
<p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第152条第1項の規定に基づき区長が定めた区長の職務代理順序(以下「区長の職務代理順序」という。)が第1順位の副区長</p>	<p>(1) 政策経営部、総務部(庁舎整備担当部を除く。)、危機管理部、財務部及びスポーツ推進部に関すること。 (2) 行政委員会(農業委員会を除く。)等との連絡に関すること。</p>
<p>区長の職務代理順序が第2順位の副区長</p>	<p>(1) 総務部(庁舎整備担当部に限る。)、生活文化政策部、地域行政部、環境政策部、経済産業部、清掃・リサイクル部、都市整備政策部、道路・交通計画部及び土木部に関すること。 (2) 総合支所に関すること。 (3) 農業委員会との連絡に関すること。</p>
<p>区長の職務代理順序が第3順位の副区長</p>	<p>(1) 保健福祉政策部、高齢福祉部、障害福祉部、子ども・若者部及び保育部に関すること。 (2) 世田谷保健所に関すること。</p>

<p>附 則 この規程は、令和2年11月1日から施行する。</p>	<p>令和2年10月30日 世田谷区長 保坂展人 1 認定番号 28-1 2 変更の区間 世田谷区代沢五丁目1114番5の内 3 変更の区域 延長 2.73メートル 幅員 0.00メートルから 0.01メートルまで 面積 0.01平方メートル 4 供用開始の期日 令和2年10月30日</p>	<p>面積 1.56平方メートル 4 供用開始の期日 令和2年10月30日</p>
<p>◎世田谷区告示第866号 世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和2年10月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和2年10月30日 世田谷区長 保坂展人 1 指定番号 12-G036 2 変更の区間 世田谷区太子堂二丁目316番5の内から316番27まで 3 変更の区域 延長 10.88メートル 幅員 1.01メートルから 1.09メートルまで 面積 11.42平方メートル 4 供用開始の期日 令和2年10月30日</p>	<p>◎世田谷区告示第868号 世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和2年10月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和2年10月30日 世田谷区長 保坂展人 1 指定番号 42-D593-02 2 変更の区間 世田谷区南鳥山四丁目365番7の内から365番2の内まで 3 変更の区域 延長 6.93メートル 幅員 0.18メートルから 0.40メートルまで</p>	<p>◎世田谷区告示第869号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和2年10月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和2年10月30日 世田谷区長 保坂展人 1 認定番号 50-1 2 変更の区間 世田谷区北沢四丁目882番25から882番28の内まで 3 変更の区域 延長 13.96メートル 幅員 0.10メートルから 0.21メートルまで 面積 2.15平方メートル 4 供用開始の期日 令和2年10月30日</p>
<p>◎世田谷区告示第867号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和2年10月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p>	<p>◎世田谷区告示第867号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和2年10月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p>	<p>公 告 ◎世田谷区公告第64号 予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定に基づき、インフルエンザ予防接種を次のとおり実施するので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第</p>

4条第1項及び第5条の規定により公告する。

令和2年10月1日
世田谷区長 保坂展人

- 1 予防接種の種類
インフルエンザ予防接種
- 2 予防接種の対象者
別紙のとおり
- 3 予防接種を行う期間
別紙のとおり
- 4 予防接種を行う医師の氏名及び場所
別紙のとおり
- 5 予防接種を受けるに当たって注意すべき事項
別紙のとおり

別紙省略

◎世田谷区公告第65号

開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。
令和2年10月8日
世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区 砧一丁目 340番1 340番3 340番4 340番5 340番8 340番9 340番10 340番11 340番12 340番13 340番14 340番15 340番16 340番16先無番 340番17 340番18 340番19	東京都台東区 上野二丁目1番9号 株式会社トキオ 代表取締役 竹田利文

340番19先無番の一部
340番20
340番21
340番22
340番23
340番24
340番25
340番26
340番27
340番27先無番の一部

341番1
341番2
341番3
341番4
341番6
341番7
341番8
341番9
341番10
341番11
341番12
341番13
341番14
341番15
341番16
341番17
341番18
341番19
341番20
341番21
341番22
341番23
342番5の一部

◎世田谷区公告第66号

開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。
令和2年10月14日
世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
----------------------	------------------

東京都世田谷区
桜二丁目
628番5
628番6
628番7
628番8
628番9
628番10
628番11

東京都新宿区
西新宿二丁目6番1号
新宿住友ビル31階
アグレ都市デザイン株式会社
代表取締役 大林竜一

◎世田谷区公告第67号

公開による意見の聴取の開催について
建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第1項ただし書の規定による許可申請があったので、同条第15項の規定に基づき次のように公開による意見の聴取（以下「公聴会」という。）を行います。
利害関係のある方は、この公聴会において意見を述べることができます。なお、意見のある方で、当日に出席できない方は、公聴会前日までに都市整備政策部建築調整課へ意見の要旨を提出してください。
令和2年10月14日
世田谷区長 保坂展人

- 1 公聴会を行う日時
令和2年10月21日（水曜日）午前10時00分から
 - 2 公聴会を行う場所
東京都世田谷区岡本一丁目25番4号
世田谷区立岡本地区会館第1会議室
 - 3 公聴会を行う理由
別紙の建築許可をするため
- 別紙省略

◎世田谷区公告第68号

世田谷区立地域体育館・地区体育室条例（昭和59年12月世田谷区条例第57号）第10条第4項の規定により、世田谷区立地域体育館・地区体育室の指定管理者を指定したので、同条第5項の規定により次のとおり公告する。
令和2年10月16日
世田谷区長 保坂展人

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	所在地	
世田谷区立北烏山地区体育室	株式会社リパティビル	東京都目黒区自由が丘三丁目17番1号	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

◎世田谷区公告第69号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を別紙のとおり保管しているのを公告する。
令和2年10月26日
世田谷区長 保坂展人
別紙省略

◎世田谷区公告第70号

開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。
令和2年10月26日
世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
----------------------	------------------

東京都世田谷区
千歳台二丁目
752番11の一部

東京都日野市
神明四丁目22番地1
秀峰建設株式会社
代表取締役 中嶋秀治

◎世田谷区公告第71号

開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法（昭和43年法律第100号）第

29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和2年10月26日

世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区 上用賀四丁目 75番2 75番5	東京都千代田区 丸の内二丁目4番1号 株式会社オープンハウス・ディベロップメント 代表取締役 福岡良介

告 示 (農)

◎世田谷区農業委員会告示第10号

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第27条第1項の規定に基づき、第3回世田谷区農業委員会総会を次のとおり開催する。

令和2年10月21日

世田谷区農業委員会会長

穴戸幸男

- 1 開催日時 令和2年10月30日(金)
午後3時30分
- 2 開催場所 世田谷区役所第2庁舎4階大会議室
- 3 審議事項
 - (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
 - (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出について
 - (3) 第3号議案 その他の事項について